

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和元年（2019年）10月18日

熊 本 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				熊本市南区 奥古閑町、川口町、海路口町、内田町、護藤町、美登里町、中無田町、錢塘町地域内	無	令和元年度～令和5年度	天明農地・水・環境保全管理協定運営委員会	長寿命化整備計画の策定
○				熊本市南区 会富町、八分字町、孫代町、浜口町、無田口町、並建町、今町、砂原町、白石町地域内	無	令和元年度～令和5年度	飽田多面的機能保全組織広域協定運営委員会	長寿命化整備計画の策定
○				熊本市南区城南町地域内	無	令和元年度～令和5年度	城南地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会	長寿命化整備計画の策定
○				熊本市南区富合町地域内	無	令和元年度～令和5年度	富合地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会	長寿命化整備計画の策定
						～		
						～		
						～		